

前回の森づくり委員会でのご意見を踏まえた対応について

1 条例改正案の条文を再検討する必要がある

- 修正案を以下の下線部に示す。ポイントは以下のとおり
 - 対象として森林の価値創出に取り組む多様な主体も含めるため、林業及び木材産業「等」とする
 - 「木材資源の循環利用が可能な」は、「森林資源の価値を高める」に変更する
 - 森林保全の視点については、次期構想の文中で補完する

豊田市森づくり条例

現行	→	改正（案）
第3条第1項（2） 林業及び木材産業の健全な発展が人工林の適正な管理に寄与することから、 <u>林業</u> 及び木材産業を振興することにより、木材資源の循環利用が可能な森づくりを推進すること。		第3条第1項（2） 林業及び木材産業 <u>等</u> の健全な発展が人工林の適正な管理に寄与することから、 <u>これら</u> を振興することにより、 <u>森林資源の価値を高める</u> 森づくりを推進すること。

豊田市森づくり構想

現行	→	改正（案）
「5章 豊田市の森づくりの基本理念」 (p9)		「5章 豊田市の森づくりの基本理念」
木材の循環利用を進める森づくり <u>造林から伐採・搬出にいたる林業と、地域材を利用した製材業や建築業などの木材産業が健全に発展することにより、木材資源の循環利用が可能となり、その結果、人工林の適正な管理が促進されます。</u> <u>そのため、木材の安定生産と資源の再生が可能な林業と、地域で生産された木材を有効利用するための木材産業等の振興を図ります。</u>		森林資源の価値を高める森づくり <u>森林保全に配慮した林業や、地域材を利用した木材産業等、森林の価値創出に取り組む多様な主体が健全に発展することにより、地域の森林資源の価値を高め、人工林の適正な管理が促進されます。</u> <u>そのため、木材の安定生産と豊田市材を有効利用するための木材産業等の振興を図ります。</u>

2 木材利用に関する人材の育成も検討する必要がある

- 木材の新たな活用をする人材については、発掘だけでなく育成についても基本計画または事業等で具体的な取り組みを検討していく
- その他の人材育成については各省庁（国土交通省、厚生労働省、経済産業省、文部科学省）及び愛知県・豊田市産業人材活躍課、業界団体、企業の既存の制度（教育施設（職業能力開発校、専門学校など）、支援制度）の活用を促していく

3 シカによる森林被害への対策について検討する必要がある

- シカによる森林被害は以下3種類
 - 間伐後の下層植生を衰退させることによる公益的機能の低下
 - 稚幼樹の生育の阻害（以下、更新阻害）による公益的機能の低下または林業的価値の損失
 - 樹皮剥ぎによる林業的価値の損失

⇒ これらのうち、市の施策上対策すべきは、**下層植生の衰退による公益的機能の低下**。更新阻害も発生しているが面積は小さい。
- 県内でシカは増加（約15,000個体（H22）→約23,000個体（R2））しているが、**下層植生は全体としては維持**（図1）

※シカ個体数は愛知県「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ管理）R4」

- **シカによる下層植生への被害が顕著になっているとは言い難い**
⇒ ただし、今後被害が顕著になる可能性もあるため、**シカの影響を今後もモニタリングにより注視し、必要に応じて対策を検討していく**

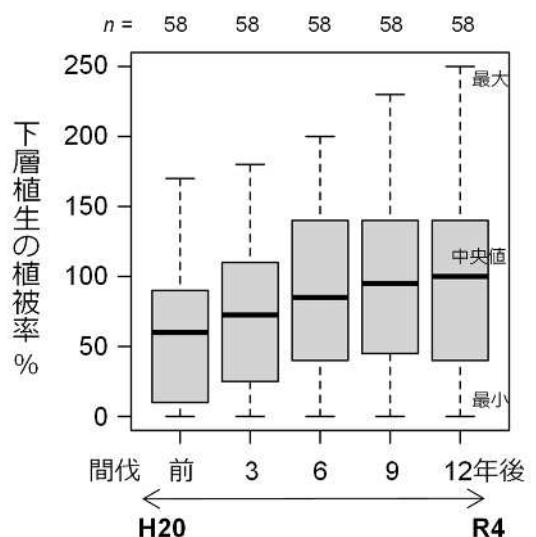


図1 間伐後における下層植生の植被率の変化
植被率は亜高木層、低木層、草本層の合計
n: 調査プロット数。豊田市間伐モニタリング結果